

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（素案）について

国が新たに制定した特別支援学校設置基準（以下、「設置基準」と言う。）と、神奈川県教育委員会が公表した「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）（以下、「県指針（最終案）」と言う。）を踏まえ、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」（以下、「整備等に関する考え方」と言う。）の策定に向け、素案（案）を作成しましたので報告します。

1 「整備等に関する考え方」の概要（資料1）

(1) 位置づけ

- 特別支援教育の推進全般については「第3期横浜市教育振興基本計画」（計画期間：2018年度～2022年度）の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げており、今後もこの計画に基づき施策展開を図っていきます。

「整備等に関する考え方」については、設置基準や県指針（最終案）を受けて、特に特別支援学校の整備等を中心とした内容として、まとめていくものです。

(2) 施策の方向

ア 特別支援学校の整備等

- 県指針（最終案）では、県内8地域別の特別支援学校の受け入れ枠の過不足想定に基づき、令和12年に受け入れ枠の著しい不足が見込まれる市東部地域と川崎南部地域に県立特別支援学校を計2校新設するとともに、湘南地域の1校の増改築による受け入れ枠の拡大の方向を示しています。

特別支援学校の児童・生徒数の推計と設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数

川崎南部・ 横浜東部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	288	255	△ 33	377	255	△ 122	396	255	△ 141
	高等部	460	390	△ 70	597	390	△ 207	604	390	△ 214
肢体不自由教育部門		198	164	△ 34	204	164	△ 40	190	164	△ 26
計		946	809	△ 137	1,178	809	△ 369	1,190	809	△ 381

川崎北部・ 横浜北部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	396	440	44	460	440	△ 20	486	440	△ 46
	高等部	627	657	30	661	657	△ 4	643	657	14
肢体不自由教育部門		160	170	10	165	170	5	155	170	15
計		1,183	1,267	84	1,286	1,267	△ 19	1,284	1,267	△ 17

横浜南部・ 横浜西部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	604	602	△ 2	601	602	1	585	602	17
	高等部	1,312	1,244	△ 68	1,449	1,244	△ 205	1,329	1,244	△ 85
肢体不自由教育部門		463	464	1	411	464	53	366	464	98
計		2,379	2,310	△ 69	2,461	2,310	△ 151	2,280	2,310	30

横浜東部地域：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区（川崎南部地域：川崎市、幸区、中原区）

横浜北部地域：港北区、緑区、青葉区、都筑区（川崎北部地域：高津区、多摩区、宮前区、麻生区）

横浜南部地域、横浜西部地域：磯子区、金沢区、戸塚区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、泉区、栄区

（「県指針（最終案）」より横浜市部分抜粋）

- 新設・増改築する県立特別支援学校3校のうち、市東部地域への新設については、県教育委員会に協力して実現を目指します。

また、川崎南部地域への新設と湘南地域の増改築は、それぞれ本市と隣接しており、今後本市域を含む通学区域の調整を行う中で、横浜市民の受け入れ枠も増加することが見込まれます。

- また県指針（最終案）では、それぞれの地域の実情に応じて、既存の県立高等学校施設を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備や適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など多様な学びの場の整備を進めるとしています。

今後の県立特別支援学校新設等の状況に合わせて、県教育委員会と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域を順次変更します。

イ 医療的ケア児への取組の充実

- 市内に6校ある肢体不自由特別支援学校を中心に医療的ケアが必要な児童生徒が約150人在籍しています。これまで研修を受けた教員が中心に行ってきた、たんの吸引や経管栄養などに加えて、看護師の対応が必要なケア（導尿や血糖値測定など）や、人工呼吸器対応など高度な技術を要するケアに対するニーズが高まっています。求められるケアの幅が広がり、一人ひとりのニーズによりきめ細かく対応していく必要があります。

特別支援学校の医療的ケア実施児童生徒数

*令和3年5月現在、通学籍・延べ数

医療的ケア	人数	医療的ケア	人数
たんの吸引	119人	酸素療法	25人
経管栄養	106人	導尿	13人
気管切開	38人	その他（エアウェイ等）	40人
人工呼吸器	11人	合計（延べ数）	352人

- 令和3年9月には医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することなどの理念を掲げた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」と言う。）が施行されました。その中で学校設置者は、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他支援を受けられるよう、看護師等の配置その他の支援を講ずることとされています。
- 本市では、医療的ケア児支援法施行以前から、学校看護師の拡充や保護者付き添いの解消、通学支援等のモデル事業に取り組んできました。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒の学習の充実と自立の促進、そしてご家庭の負担軽減にむけて、以下のとおり取組を進めます。
- 医療的ケア体制の充実については、学校看護師の拡充、指導的看護師の育成、研修の充実など人材育成に取り組むとともに、医療機関や各種専門職、保護者等との連携を強化させていきます。さらに、高度化、多様化、複雑化する医療的ケアに対応できる学校組織となるよう、多職種協働の充実を進めます。

- そして、人工呼吸器を使用する児童生徒の校内での保護者の付き添い解消や、スクールバスの運行中に医療的ケアが実施できないためにバスに乗車できていない児童生徒への通学支援等に、より一層力を入れて取り組んでいきます。

ウ その他

- 設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、設置基準によらないことができるかとされています（可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることとの付記あり）。小学校と併設する小規模な肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘案しつつ学校施設の計画的な保全を行いながら長期的には設置基準を踏まえた教育環境の整備・充実を目指します。

2 肢体不自由特別支援学校再編整備計画について（資料2）

- 市立肢体不自由特別支援学校については、これまで、平成27年度に公表した「肢体不自由特別支援学校再編整備計画」に基づき、施策展開を図ってきました。今回、「整備等に関する考え方」をまとめるにあたり、計画の進捗状況を整理します。
- 計画では、当時の市立肢体不自由特別支援学校の状況や課題を踏まえ、左近山特別支援学校の開校等を打ち出すとともに、以下2点を掲げました。現在の進捗は下表のとおりです。

計画の概要	進捗状況
①全市立肢体不自由特別支援学校で、障害の状況に関わらず児童生徒を受け入れ、教育環境・教育課程を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度から県・市立肢体不自由特別支援学校の通学区域を再編、様々な障害の状況の児童生徒を徐々に受け入れ ・その際『特別支援学校（肢体不自由）における事故予防のためのリスクマネジメント』冊子を整備し円滑な受け入れを進めるなど、新しい取組も併せて実施 ・今後、ICTを活用した授業手法の改善などにより、教育課程の充実や教育環境の更なる整備を図る
②居住地ごとに就学する特別支援学校を通学エリアとして指定し、概ね1時間以内での通学の実現を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域再編後も長時間通学の完全解消には至らず（令和3年5月現在、概ね1時間超が27コース） ・県立特別支援学校の新設等に伴う通学区域の再編、福祉車両による通学支援の検討などを通じ、目標時間の達成を目指す

- 上記2点について引き続き取り組む必要があるため、「整備等に関する考え方」や教育振興基本計画等にその方向性を継承します。さらに、医療的ケア等新たに取組を進めている事項を含め、事業を推進します。

3 今後の進め方（予定）

- 令和4年 4月～ 「整備等に関する考え方（素案）」に基づくPTA、有識者、特別支援学校長会等との意見交換
- 令和4年 10月頃 「整備等に関する考え方（素案）」 市民意見募集実施
- 令和5年 3月 「整備等に関する考え方」策定

こども青少年・教育委員会
令和4年3月11日
教育委員会事務局

案

資料1

横浜市における特別支援学校の整備等に関する 考え方（素案）

横浜市教育委員会

令和4年3月

目 次

1	策定の趣旨	1
2	整備等に関する考え方の位置づけ	4
3	市立特別支援学校の現状と課題	5
(1)	市立特別支援学校に在籍する児童生徒の状況	5
(2)	医療的ケアのある児童生徒の状況	7
(3)	市立特別支援学校の整備状況	8
(4)	児童生徒の通学支援状況	8
4	施策の方向	10
(1)	特別支援学校の整備等	10
ア	知的障害教育部門	10
イ	肢体不自由教育部門	11
(2)	医療的ケアへの取組の充実	12
(3)	設置基準への対応	13
(4)	障害別各校への対応	13
5	見直しの視点	14

はじめに

横浜市の特別支援教育は、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもたちに、あらゆる教育の場で、一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行い、可能性を最大限に伸ばしていくことを目指しています。

平成30年3月には横浜市の教育の理念と方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」、同12月にはビジョンを具現化するアクションプランとして「第3期横浜市教育振興基本計画」（平成30年～令和4年）を策定しました。

その中で、全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築、一般学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援、障害特性に応じた個別支援学級における教育、特別支援学校の充実、特別支援教育相談システムの充実をそれぞれ進めています。

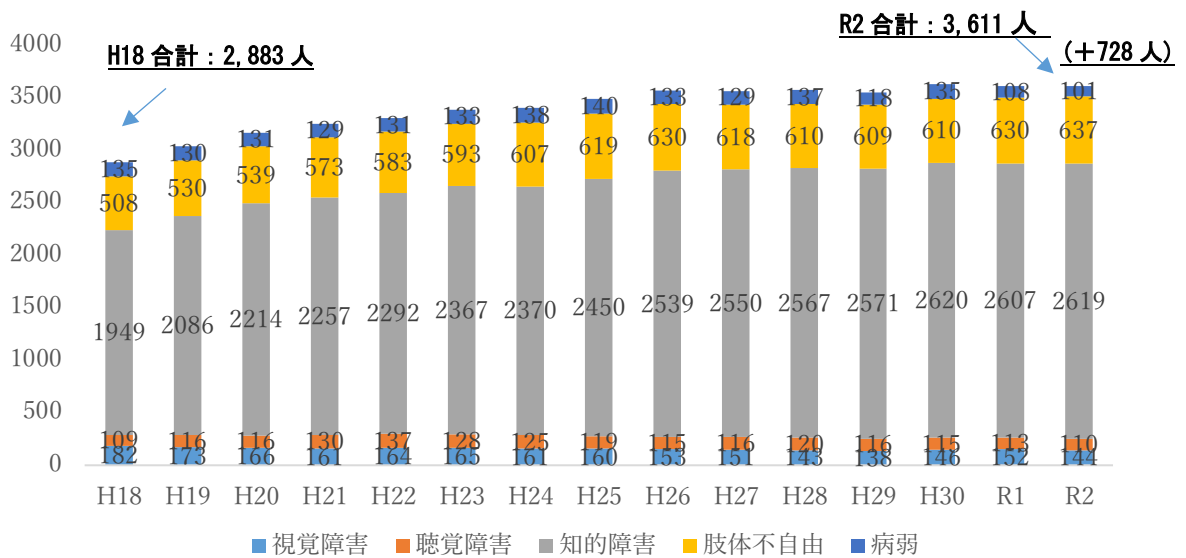
特別支援学校はこれら多様な学びの場の要であり、本市の特別支援教育の土台をなすものです。令和3年度には「特別支援学校設置基準」の公布や「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）の公表、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行など、特別支援学校を取り巻く環境が大きく変化しました。

そこでこうした状況から、本市における対応を整理し、「横浜市特別支援学校の整備等に関する考え方」として策定し、特別支援教育全体の充実を図ります。

1 策定の趣旨

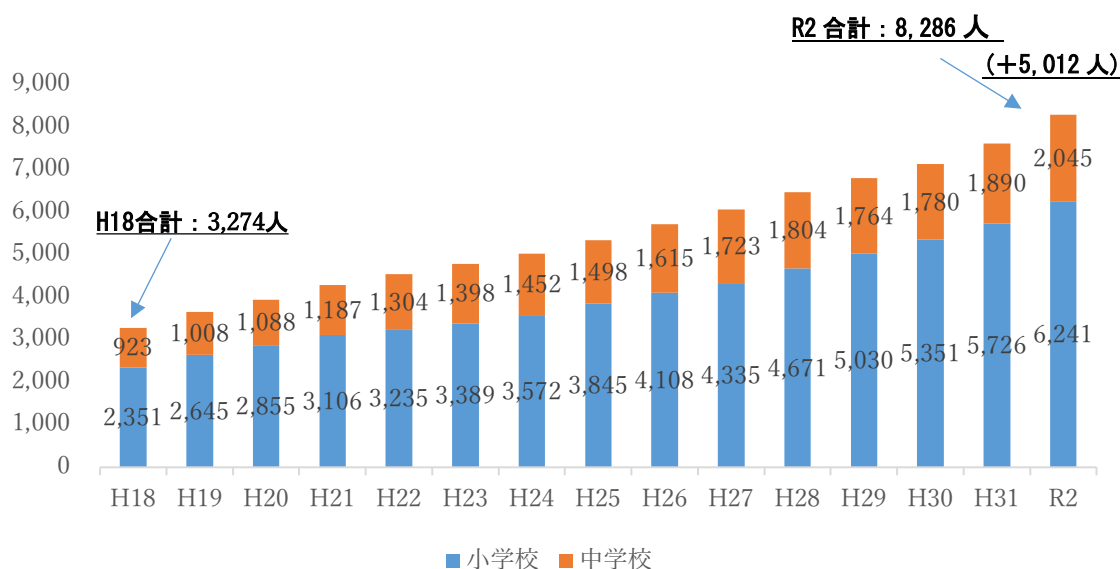
- 本市には盲、ろう、知的障害、肢体不自由、病弱の全ての障害種の市立特別支援学校 13 校があるほか、県立、国立、私立を加えると 25 校の特別支援学校が設置されています。在籍する児童生徒等の人数は平成 18 年度から令和 2 年度までに 728 人（学校数は 5 校）増加し、令和 2 年度は 3,611 人（平成 18 年度の約 1.3 倍）となっており、学校によっては特別教室を普通教室に転用するなどの対応をして、受け入れを図っています。また、医療的ケアのある児童生徒のケアの幅も広がるなど、障害の重度・重複化、多様化がますます進んでいます。

【図 1：市内にある市立、県立、国立、私立の特別支援学校の児童生徒等数】

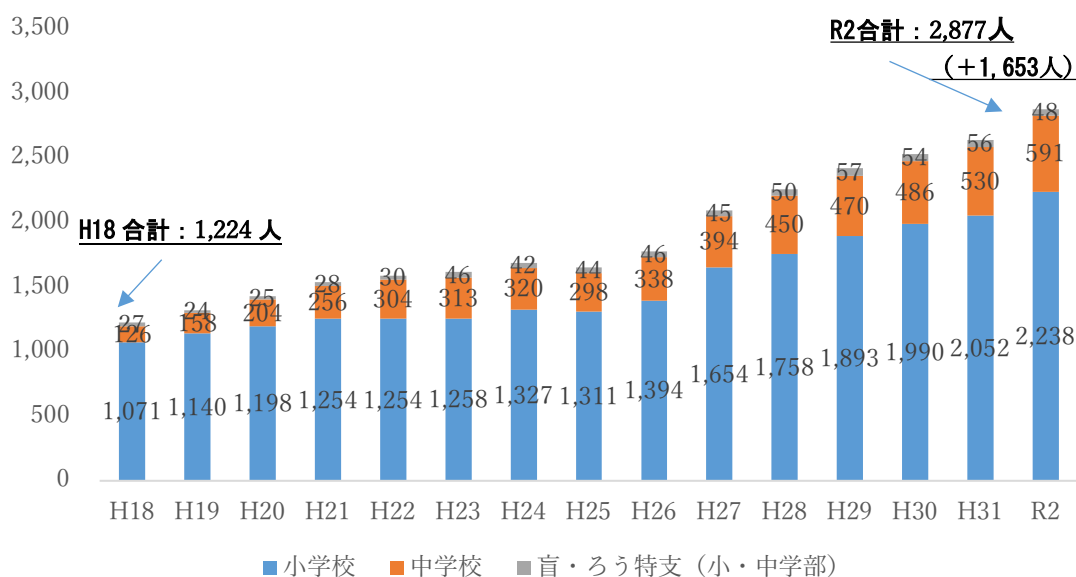


- また近年、少子化傾向が進んでいますが、市立小・中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。平成 18 年度から令和 2 年度までに 5,012 人増加し、令和 2 年度は 8,286 人（平成 18 年度の約 2.5 倍）となっており、特別支援学校在籍児童生徒数の増加率を大きく超えています。
- さらに通級指導教室においても同様の状況で、平成 18 年度から令和 2 年度までに 1,653 人増加し、令和 2 年度は 2,877 人（平成 18 年度の約 2.4 倍）となっており、特別支援学校のみならず、特別な支援を必要とする児童生徒が全体として増加している状況です。

【図2：市立小中学校等の個別支援学校の児童生徒等数】



【図3：市立小中学校等の通級指導教室の児童生徒等数】



- 国においては、全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月、学校教育法第三条に基づき、初めて特別支援学校設置基準（文部科学省令）（以下、「設置基準」という。）を制定し、特別支援学校を設置するのに必要な設備や面積等の最低基準を示し、令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）から施行されることとなりました。

- 神奈川県教育委員会においては、令和3年12月、県内におけるインクルーシブ教育の進展を踏まえ、特別支援教育の推進を図ることを目的に「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）（以下、「県指針（最終案）」という。）を公表し、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく方針を示しています。

【参考1：県指針（最終案）の概要（一部）】

今後概ね10年間を見通した神奈川県の特特別支援教育の推進に関して、「特別支援学校の整備」、「医療的ケアの充実」、「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、施策の方向性をまとめた素案。

県内を8地域に区分し、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の推移や将来人口推計、県立高等学校におけるインクルーシブ教育実践推進校への進学状況等に加え、国が設置基準で示す校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能人数を算出している。

特に今後の受け入れ枠不足が想定される横浜東部地域（鶴見・神奈川・西・中・南区）及び川崎南部地域には県立特別支援学校の新設、また湘南地域の県立特別支援学校の増改築等、県立高等学校を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備や適正配置、通学区域の変更等を検討する旨の記載がある。

【参考2：設置基準の概要】

特別支援学校を設置するために必要な設備や面積等の最低限の基準。この設置基準では、特別支援学校の校舎に備えるべき施設として、図書室や保健室などが示されたほか、校舎及び運動場について、

- ・在籍する児童・生徒等の人数等に応じて算定される基準面積以上とすること
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないこと
- ・同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

等が明示された。

具体的には障害が重複する場合（例：知的障害と肢体不自由など）、一定の係数（幼稚部1.67倍、小中学部2倍、高等部2.67倍）をかけて校舎面積を計算することや、中学部又は高等部を有する学校においては3,600㎡以上の運動場面積が必要とされているなどである。ただし、当分の間、設置基準によらないことができるとされている（可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることと付記）。施行は令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）。

※令和2年5月1日時点の在籍児童・生徒数に基づき算定したところ、病弱特別支援学校を除く市立12校のうち、校舎面積が基準に満たない学校は6校

- こうした特別支援学校を取り巻く状況の変化を受け、本市としても県指針（最終案）を踏まえ、概ね今後、10年程度を見据えた「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」（以下、「整備等に関する考え方」という。）を策定します。

2 整備等に関する考え方の位置づけ

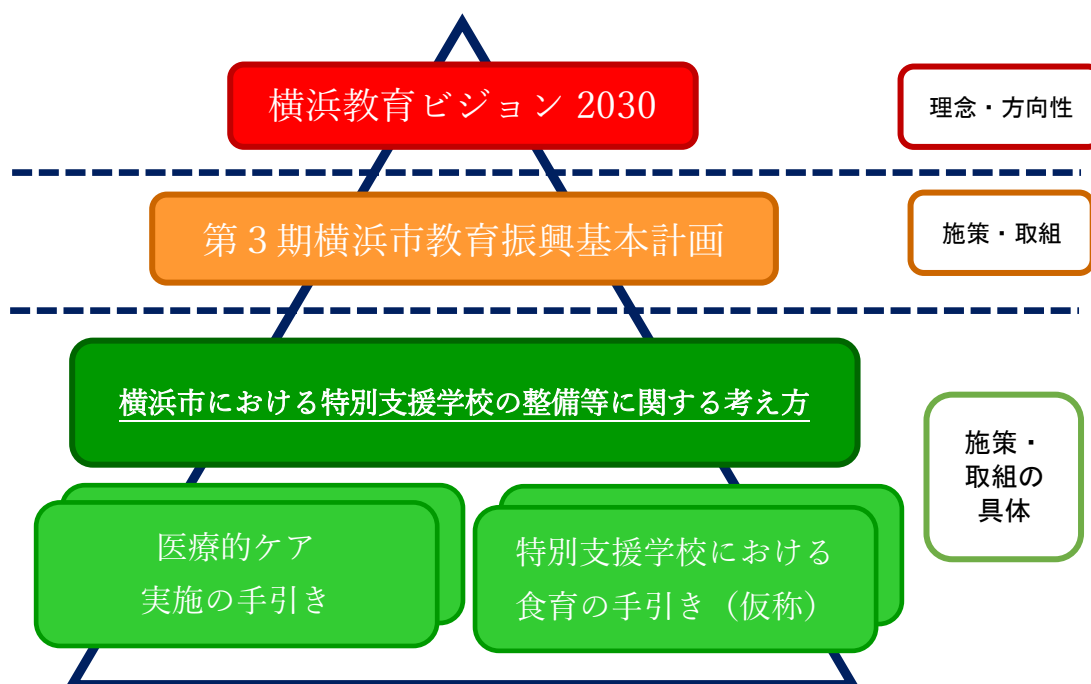
- 特別支援教育全般については「横浜市教育振興基本計画」（第3期計画の計画期間：2018年度～2022年度）」の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げ、現状や課題認識を踏まえた取組を推進しており、今後もこの計画に基づき施策展開を図っていきます。

整備等に関する考え方については、この度、示された設置基準や県指針（最終案）を受けて、特に特別支援学校の整備や配置を中心とした内容としてまとめていくものです。

- 整備等に関する考え方以外に、「横浜教育ビジョン 2030」や「第3期横浜市教育振興基本計画」を基本として、これまでに特別支援教育の実践に関わる様々な手引等を策定しています。

具体的には、多様化、高度化、個別化する医療的ケアに対応するための「医療的ケア実施の手引き」や、児童生徒の食育、食形態の充実および教職員の摂食に関する指導力向上を図るための「特別支援学校における食育の手引き～一人ひとりを大切にしたい給食提供と食事指導のあり方～（仮称：今後策定予定）」など、それぞれの現状や課題に特化したものです。

整備等に関する考え方は特別支援学校のみが対象ですが、今後、小・中学校等を含む全ての学びの場に共通する実践の手引き等についても策定していきます。これら計画、手引き等に基づき、総合的な視点を持ちつつ、より具体的な取組を進めていきます。

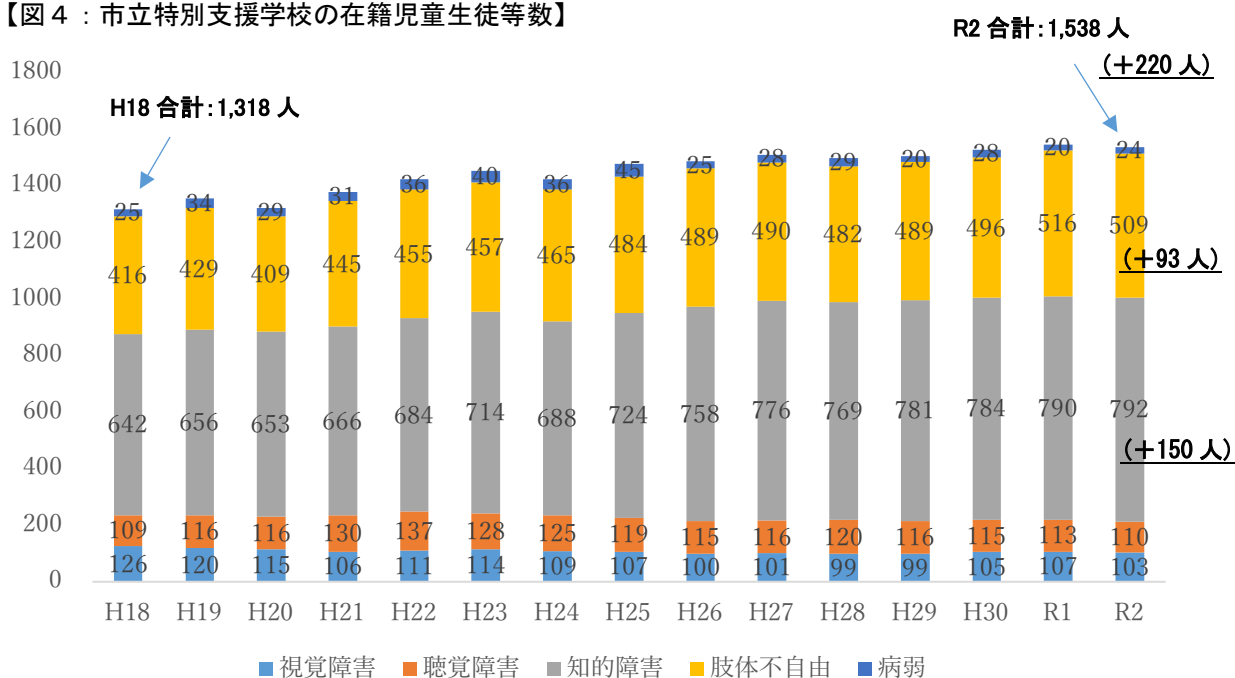


3 市立特別支援学校の現状と課題

(1) 市立特別支援学校に在籍する児童生徒数の状況

- 市立特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成 18 年度から令和 2 年度までに 220 人（学校数は 2 校）増加しています。
- 障害種別の増加内訳としては、肢体不自由特別支援学校の児童生徒が 93 人増加し、令和 2 年度は 509 人に、知的障害特別支援学校の児童生徒数は 150 人増加し、792 人となっています。一方、ろう特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、盲特別支援学校は減少傾向にあります。

【図 4：市立特別支援学校の在籍児童生徒等数】



- また、学部ごとの在籍者数の推移では、小学部・中等部に大きな変化はないものの、幼稚部は減少、高等部は増加しています。

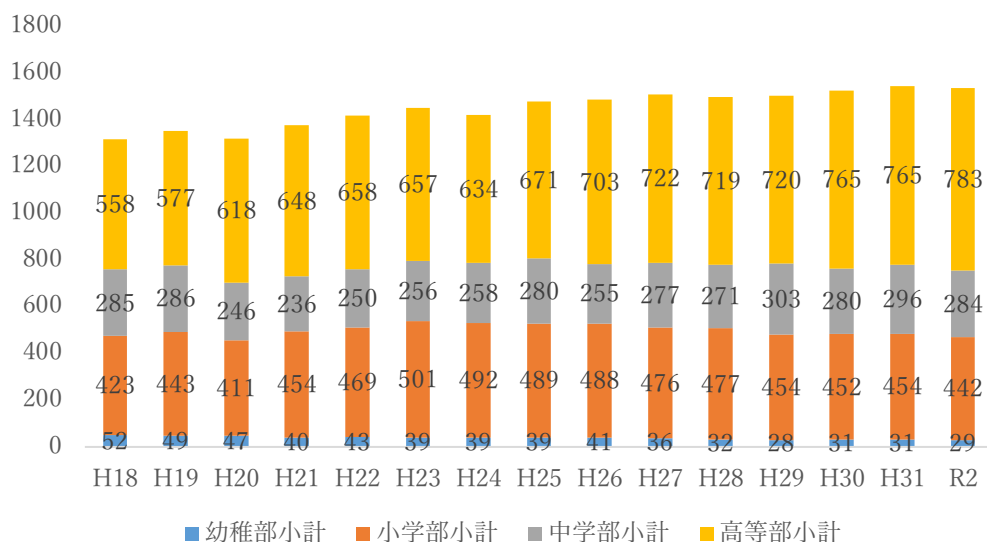
幼稚部は盲・ろう特別支援学校のみに設置されており、保護者の就労や、自宅に近い幼稚園・保育園等での受け入れが進んだこと、また、ろう特別支援学校においては人工内耳の普及に伴う相談先の変化等が減少の背景にあると考えられます。早期療育の重要性から、盲・ろう特別支援学校による相談や受け入れ施設への助言など、間接的な支援も含め今後も必要です。

高等部は、全体に占める割合が平成 18 年度には 42.3% だったものが、令和 2 年度には 50.9% となっています。これは中学校の個別支援学級在籍数の増加に伴い、特別支援学校高等部に進学する生徒が増えているためと推測されます。

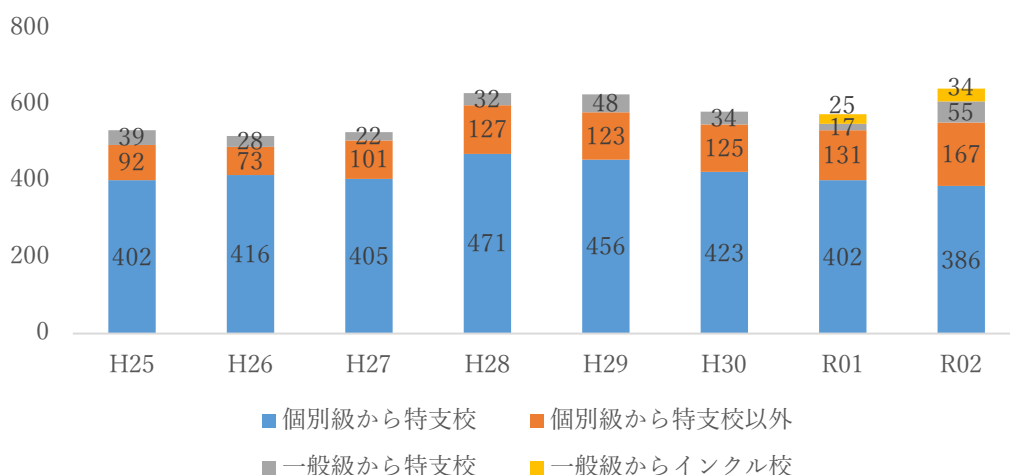
一方、最近では県が推進しているインクルーシブ教育実践推進校や民間法人が展

開するサポート校など中学校卒業後の進路選択の幅が広がっています。個別支援学級における中学校卒業後の進路状況をみると、平成 25 年度は個別支援学級在籍者の約 18%（92 人）が高等学校やサポート校などの特別支援学校高等部以外に進学していましたが、令和 2 年度にはその比率が約 30%（167 人）と増加しています。

【図 5：市立特別支援学校の学部ごとの在籍児童生徒等数】



【図 6：中学校個別支援学級等 卒業後の進路先の割合】



【参考3：インクルーシブ教育実践推進校】

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、全ての生徒が同じ場でともに学び共に育つ取組を実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。（県指針（最終案）より抜粋）

(2) 医療的ケアのある児童生徒の状況

- 市内に6校ある肢体不自由特別支援学校を中心に医療的ケアのある児童生徒が約150人在籍しています。これまで研修を受けた教員が中心に行ってきた、たんの吸引や経管栄養などに加えて、看護師の対応が必要なケア（導尿や血糖値測定など）や、人工呼吸器対応など高度な技術を要するケアに対するニーズが高まっています。このように求められるケアの幅が広がり、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応していく必要があります。
- こうした状況を踏まえて、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を順次、増配置しており、令和3年5月の配置数は全体で30人となっています。

【表1：特別支援学校の医療的ケア実施児童生徒数】 *令和3年5月現在、通学籍・延べ数

医療的ケア	人数	医療的ケア	人数
たんの吸引	119人	酸素療法	25人
経管栄養	106人	導尿	13人
気管切開	38人	その他（エアウェイ等）	40人
人工呼吸器	11人	合計（延べ数）	352人

【表2：特別支援学校 学校看護師配置数】

学校名	R1. 5. 1	R2. 5. 1	R3. 5. 1
上菅田特別支援学校	3人	4人	6人
中村特別支援学校	3人	4人	5人
東俣野特別支援学校	2人	4人	5人
若葉台特別支援学校	3人	4人	5人
左近山特別支援学校	2人	4人	4人
北綱島特別支援学校	3人	4人	5人
合計	16人	24人	30人

(3) 市立特別支援学校の整備状況

○ 特別支援学校の設置義務は都道府県にありますが、これまで本市は、市内で特別支援学校が不足する状況を踏まえて、神奈川県と協力しながら、学校教育法に規定されるすべての障害種の特別支援学校を設置してきました。特に、昭和 40 年代以降の本市の急激な人口増加と、昭和 54 年の養護学校教育の義務化への早急な対応が必要だった時期に、多くの学校を設置した経過があります。

近年では、高等部進学希望への対応としての高等特別支援学校の設置（平成 19 年二つ橋高等特別支援学校等）や、用途廃止施設の活用による整備（平成 18 年浦舟特別支援学校、平成 25 年若葉台特別支援学校、平成 31 年度左近山特別支援学校）、県立特別支援学校整備の協力（平成 25 年県立横浜ひなたやま支援学校）を進めてきました。



【平成 19 年度 二つ橋高等特別支援学校】 【平成 31 年度 左近山特別支援学校】

○ これまで整備を進めてきた市立特別支援学校について今回示された設置基準に照らし合わせると、特に肢体不自由特別支援学校では、ほとんどの学校で在籍している児童生徒数に対して校舎面積が狭あいな状況です。

なお、平成 31 年 4 月に開校した左近山特別支援学校は、想定していた在籍児童生徒数に達していない状況にあります。市内においては、地域や学校によって在籍児童生徒数が偏っていることが課題となっています。

(4) 児童生徒の通学支援状況

○ 現在、知的、肢体不自由校を中心とした 9 校で 46 コースのスクールバスを運行していますが、コースによっては乗車時間が 100 分を超える児童生徒もおり、長時間の通学を解消していく必要があります。

○ 左近山特別支援学校においては、開校時から一般的なスクールバスの運行に加えて、コースから極端に離れてしまう児童生徒に対して、小型の福祉車両をモデル的に運行しています。

- また、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できないなど、保護者の自家用車等で通学せざるを得ない児童生徒がいることも課題となっています。

人工呼吸器を利用する児童や医療的ケアがあってスクールバスに乗車することが難しい児童生徒に対し、看護師と福祉車両をセットにして通学支援を行うモデル事業を段階的に実施していますが、現状においては小児医療に精通した看護師の確保等が困難で、保護者に同乗を依頼する場合があります。

【参考4：スクールバスの状況等】

- ・スクールバスの運行時間の状況（令和3. 5. 1現在）

目標時間（60分）を登下校とも超えるコース	16コース
目標時間（60分）を登下校どちらかが超えるコース	11コース
- ・医療的ケアなどがあり、自家用車で通学している児童生徒数 65人

4 施策の方向

市立特別支援学校の現状と課題等を踏まえ、特に児童生徒数の増加や医療的ケアへの対応が必要となる知的障害及び肢体不自由特別支援学校を中心に、次の方向で対応していきます。

(1) 特別支援学校の整備等

- 県指針（最終案）では、特別支援学校での教育を必要とする児童生徒数の令和 12 年度、22 年度の推計と設置基準に照らした既存校の状況から、地域によって受け入れ枠の不足が発生することが想定されています。

【表 3：特別支援学校の児童・生徒数の推計と設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数】

川崎南部・ 横浜東部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	288	255	△ 33	377	255	△ 122	396	255	△ 141
	高等部	460	390	△ 70	597	390	△ 207	604	390	△ 214
肢体不自由教育部門		198	164	△ 34	204	164	△ 40	190	164	△ 26
計		946	809	△ 137	1,178	809	△ 369	1,190	809	△ 381

川崎北部・ 横浜北部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	396	440	44	460	440	△ 20	486	440	△ 46
	高等部	627	657	30	661	657	△ 4	643	657	14
肢体不自由教育部門		160	170	10	165	170	5	155	170	15
計		1,183	1,267	84	1,286	1,267	△ 19	1,284	1,267	△ 17

横浜南部・ 横浜西部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	604	602	△ 2	601	602	1	585	602	17
	高等部	1,312	1,244	△ 68	1,449	1,244	△ 205	1,329	1,244	△ 85
肢体不自由教育部門		463	464	1	411	464	53	366	464	98
計		2,379	2,310	△ 69	2,461	2,310	△ 151	2,280	2,310	30

横浜東部地域：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区（川崎南部地域：川崎区、幸区、中原区）

横浜北部地域：港北区、緑区、青葉区、都筑区（川崎北部地域：高津区、多摩区、宮前区、麻生区）

横浜南部地域、横浜西部地域：磯子区、金沢区、戸塚区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、
泉区、栄区）

（「県指針（最終案）」より抜粋）

ア 知的障害教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童生徒数が令和 2 年度 748 人、令和 12 年度 974 人、令和 22 年度 1,000 人と、今後も増加し続けることが想定されています。

既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部122人、高等部207人の受け入れ枠不足が想定されています。

- 横浜北部・川崎北部地域においては児童生徒数が令和2年度1,023人、令和12年度1,121人、令和22年度1,129人と、今後も増加し続けることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部20人、高等部4人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜南部・横浜西部地域においては児童生徒数が令和2年度1,916人、令和12年度2,050人、令和22年度1,914人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には高等部において205人の受け入れ枠不足が想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は市東部地域へ知的障害教育部門（肢体不自由教育部門併置）の県立特別支援学校を新設する方向を示しており、神奈川県に協力して実現を目指します。
- また、県指針（最終案）では、既存の県立高等学校施設を活用した分教室等（高等部知的障害教育部門）の教育環境の整備、適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備するとしています。あわせて、本市に隣接する川崎市南部地域への知的障害教育部門の県立特別支援学校新設による全体の受け入れ枠の拡大を示しています。
- 県立特別支援学校新設の整備状況等に合わせて、県教育委員会等と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域の変更を検討、実施します。

イ 肢体不自由教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童生徒数が令和2年度198人、令和12年度204人、令和22年度190人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には40人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜北部・川崎北部地域においては児童生徒数が令和2年度160人、令和12年度165人、令和22年度155人となることが想定されています。既存の特別支援学

校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和 12 年度の受け入れ枠には 5 人の余裕ができることが想定されています。

- 横浜南部・横浜西部地域においては児童生徒数が令和 2 年度 463 人、令和 12 年度 411 人、令和 22 年度 366 人と減少することが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和 12 年度の受け入れ枠には 53 人の余裕ができることが想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は前述のとおり市東部地域へ肢体不自由教育部門（知的障害併置）の県立特別支援学校を新設する方向を示しており、神奈川県に協力して実現を目指します。
- なお、設置基準や県指針（最終案）を踏まえ、県が新設する予定の横浜東部地域及び湘南地域の肢体不自由校や現状の児童生徒数の増加も見据え、県教育委員会と協議を進め、順次、通学区域の変更等を検討、実施します。
- なお、県教育委員会は本市に隣接する湘南地域でも県立特別支援学校の増改築による受け入れ枠の拡大を予定しており、通学区域の調整により全体の受け入れが増加する中で、横浜市民の受け入れ枠も増加することが見込まれます。

(2) 医療的ケアへの取組の充実

- 本市は、昭和 50 年代から全国に先駆けて、重度重複障害があり医療的ケアが必要な児童生徒の通学に必要な施策に、教員が大きな役割を果たしながら取り組んできました。また、平成 24 年度に喀痰吸引等制度が整備される以前から、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を配置して、医療体制整備を図ってきました。今後もこの強みを生かしながら、高度化、多様化、複雑化する医療的ケアに対応できる学校組織となるよう、多職種協働の充実を進めます。
- 医療的ケア体制の充実を目指し、学校看護師の拡充、指導的看護師の育成、年間を通じた研修の充実など人材育成に取り組めます。さらに、最新の情報や情勢に合わせて継続的に「医療的ケア実施の手引き」を改訂し、学校での医療的ケアが安心・安全に、そして円滑に実施できるようにしていきます。また、医療機関や各種専門職、保護者等との連携の機会を充実させていきます。

- 人工呼吸器を使用する児童生徒の校内での保護者の付き添い解消や、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていない児童生徒への通学支援等、医療的ケアが必要な児童生徒の学習の充実と自立の促進、そしてご家庭の負担軽減に、より一層力を入れて取組を進め、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の主旨を施策に反映させていきます。

【参考5：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

令和3年6月公布、9月施行。医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することなど、5つの基本理念を掲げている。国や地方公共団体等の責務を明らかにし、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めている。

(3) 設置基準への対応

- 本市はこれまで、全国に先駆けて重度重複障害のある児童生徒の教育保障に取り組んできた経緯等があり、小学校と併設する小規模な市立肢体不自由特別支援学校（中村、北綱島、東俣野特別支援学校）には重複障害のある児童生徒が多く在籍しています。設置基準上、障害が重複する場合は、求められる校舎面積が増えますが、取組の検討にあたっては、様々な子どもたちがともに学び、関わり合いを持つ中でさらなる成長につながる学校を目指して、総合的な観点で進めていきます。
- なお、設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができるとされていますが、学校施設の計画的な保全を行いながら、中村、北綱島、東俣野特別支援学校といった前述の特別支援学校についても、長期的には設置基準を踏まえた教育環境の整備・充実に向けて取組を進めていきます。
- また、特別支援学校には、スクールバスレーンやスロープ、床暖房設備、パン工房など地域の小中学校や高等学校には備えていない設備があります。校舎そのものの長寿命化の取組に加え、設備の計画的な入れ替えを行っていきます。

(4) 障害別各校への対応

- 知的障害、肢体不自由以外の種別については、現時点では設置基準上の問題はありませんが、それぞれ固有の課題があります。盲特別支援学校では弱視通級や個別支援学級への相談やアウトリーチによる支援、ろう特別支援学校では人工内

耳等の拡大による早期の療育への支援、病弱特別支援学校ではICTを活用した原籍校への支援の必要性の高まりや、高等学校在籍中の長期療養生徒への支援が難しいこと、さらに高等特別支援学校においては中学校個別支援学級卒業生の進路の多様化等を踏まえた今後のあり方検討など、課題は多岐に渡ります。それぞれについて、取組を進めていく必要があります。

5 見直しの視点

この「考え方」については、本市における現状と課題や設置基準や県指針（最終案）を踏まえ、対応の方向性を定めていますが、今後の個別支援学級に在籍する児童生徒数の伸びや医療的ケアへの取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和2年5月1日現在

			併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数（人）								
						幼稚部	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問（内数）	
視覚	市	盲		S25		○	○	○	○	専攻科	103	103	14	18	19	22	30		
	私	横浜訓盲学院		S26		○	○	○	○	専攻科	41	41	6	12	6	6	11		
小計											144	144	20	30	25	28	41		
聴覚	市	ろう		S8		○	○	○	○		110	110	15	34	29	32			
	小計											110	110	15	34	29	32		
知的	市	港南台ひの		S46		○	○	○			207	207		85	43	79			
		日野中央高等		S56					○		186	186				186			
		本郷		S54		○	○	○			171	171		71	50	50			
		二つ橋高等		H19					○		145	145				145			
	県	みどり		S53	新栄		○	○	○			218	218		55	44	119		
		鶴見		S55	岸根		○	○	○			254	254		80	47	127		
		保土ヶ谷		S51	舞岡・平沼		○	○	○			296	296		66	41	189		
		瀬谷		S46	大和東・大和南		○	○	○			302	302		81	61	160		
			横浜ひなたやま		H25				○		134	134				134			
	国	横浜国立大学附属		S54		○	○	○			67	67		18	20	29			
私	聖坂		S42		○	○	○		専攻科	96	96		24	24	30	18			
小計											2076	2076	0	480	330	1248	18		
肢体	市	北綱島		S60	サルビア		○	○	○	訪問	71	71		34	15	22		4	
		中村		S57	港南		○	○	○	訪問	86	86		45	21	20		6	
		東俣野		S61			○	○	○	訪問	44	44		23	11	10		6	
		上菅田		S49			○	○	○	訪問	187	187		56	55	76		1	
		左近山		H31			○	○	○	訪問	33	33		20	10	3		2	
小計											421	421	0	178	112	131	0	19	
知的・肢体	市	若葉台	(肢)	S59			○	○	○	訪問	171	88		43	20	25		8	
			(知)					○				83			83				
	県	あおば	(肢)	R2			○	○	○		85	17		15	2				
			(知)				○	○	○			68		27	17	24			
		金沢	(肢)	H19			○	○	○	訪問	299	57		29	15	13		5	
			(知)		横浜水取沢		○	○	○			242		65	41	136			
三ツ境	(肢)	S46			○	○	○		204	54		19	17	18					
	(知)		S62	瀬谷西						○	150			150					
小計											759	759	0	198	112	449	0	13	
病弱	市	浦舟		S41		○	○			訪問	24	24		13	11			12	
	県	横浜南		S52		○	○	○		訪問	77	77		47	24	6		6	
小計											101	101	0	60	35	6	0	18	
合計											3611	3611	35	980	643	1894	59	50	

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和3年5月1日現在

			併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数（人）								
						幼稚園	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚園	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問（内数）	
視覚	市	盲		S25		○	○	○	○	専攻科	80	80	10	15	20	12	23		
	私	横浜訓盲学院		S26		○	○	○	○	専攻科	41	41	7	12	6	2	14		
小計											121	121	17	27	26	14	37		
聴覚	市	ろう		S8		○	○	○	○		102	102	12	32	26	32			
	小計											102	102	12	32	26	32		
知的	市	港南台ひの		S46		○	○	○			214	214		86	53	75			
		日野中央高等		S56					○		188	188					188		
		本郷		S54		○	○	○			170	170		75	45	50			
		二つ橋高等		H19					○		141	141					141		
	県	みどり		S53	新栄		○	○	○			214	214		58	42	114		
		鶴見		S55	岸根		○	○	○			262	262		85	49	128		
		保土ヶ谷		S51	舞岡・平沼		○	○	○			300	300		74	40	186		
		瀬谷		S46	大和東・大和南		○	○	○			283	283		82	61	140		
			横浜ひなたやま		H25					○		135	135				135		
	国	横浜国立大学附属		S54		○	○	○			63	63		17	19	27			
私	聖坂		S42		○	○	○		専攻科	98	98		24	24	30	20			
小計											2068	2068	0	501	333	1214	20		
肢体	市	北綱島		S60	サルビア		○	○	○	訪問	67	67		33	19	15		5	
		中村		S57	港南		○	○	○	訪問	74	74		33	23	18		4	
		東俣野		S61			○	○	○	訪問	47	47		26	11	10		6	
		上菅田		S49			○	○	○	訪問	160	160		47	49	64		3	
		左近山		H31			○	○	○	訪問	40	40		22	11	7		1	
小計											388	388	0	161	113	114	0	19	
知的・肢体	市	若葉台	(肢)	S59		○	○	○	訪問	166	86		46	17	23		8		
			(知)					○				80			80				
	県	あおば	(肢)	R2		○	○	○		132	24		21	3	0				
			(知)			○	○	○			108		32	20	56				
		金沢	(肢)	H19		○	○	○	訪問	303	55		26	15	14		5		
			(知)		横浜水取沢		○	○			○	248		75	30	143			
三ツ境	(肢)	S46		○	○	○		192	59		23	15	21						
	(知)		S62	瀬谷西						○	133				133		5		
小計											793	793	0	223	100	470	0	18	
病弱	市	浦舟		S41		○	○		訪問	14	14		9	5			12		
	県	横浜南		S52		○	○	○	訪問	95	95		53	33	9		11		
小計											109	109	0	62	38	9	0	23	
合計											3581	3581	29	1006	636	1853	57	60	

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

資料2

市立肢体不自由特別支援学校再編整備計画について（振り返り）

1 再編整備計画の概要

(1) 背景

- 本市の肢体不自由特別支援学校については、肢体不自由に併せ有する障害（主に知的障害）が軽度の児童生徒は上菅田特別支援学校に、重度の児童生徒は北綱島、中村、東俣野、若葉台特別支援学校を学びの場として指定していました。
- その結果、市内全域から児童生徒が通学する上菅田特別支援学校の過大規模化とスクールバスの長時間化、さらには各校のスクールバス路線の重複等が課題となっていました。

(2) 計画概要

- こうした状況を踏まえ、平成27年度に肢体不自由特別支援学校再編整備計画（以下、「再編整備計画」と言う。）を公表し、
 - ①市立肢体不自由特別支援学校全てで、障害の状況に関わらず、肢体不自由のある児童生徒を受け入れ、教育環境・教育課程を整えること
 - ②居住地域ごとの就学先の特別支援学校を通学エリアとして指定し、概ね1時間以内での通学を実現することを目指しました。
- この計画の一環として、市立左近山特別支援学校の新設と市立北綱島特別支援学校の閉校を提案しましたが、その後の経過の中で平成30年3月、市立学校条例の一部を改正し、市立左近山特別支援学校の設置と、北綱島特別支援学校の分校移行を決定しています。

【参考：肢体不自由特別支援学校再編整備計画公表後の動き】

平成27年9月	再編整備計画公表（左近山特別支援学校新設・北綱島特別支援学校閉校含む）
（以降）	期限付き分教室化、期限なし分教室化、分校化を提案
平成30年3月	横浜市立学校条例の一部改正（左近山特別支援学校設置、北綱島特別支援学校分校移行）
平成30年7月	北綱島特別支援学校の分校移行に伴う適切な教育環境等に関するPTA会長等からの請願と教育長回答
平成30年12月	平成27年度当時の資料の誤記載（北綱島特別支援学校の児童生徒数と中村特別支援学校の床面積の誤記載）をPTAにお詫び
平成31年4月	左近山特別支援学校が開校、北綱島特別支援学校が分校に移行
令和元年6月	平成27年度当時の資料の誤記載（中村特別支援学校施設台帳の床面積の誤記載）をPTAにお詫び
令和4年2月	横浜市立学校条例の一部改正（北綱島特別支援学校本校へ）

2 再編整備計画の達成状況と評価

- 再編整備計画公表から6年が経過し、令和3年度には国の特別支援学校設置基準や県の「かながわ特別支援教育推進指針」（最終案）が公表され、特別支援学校の整備・運営に関する前提条件が大きく変わりました。それを踏まえ、北綱島特別支援学校を本校とする条例改正を行い、改めて再編整備計画の進捗を振り返ります。

(1) 上記① 市立肢体不自由特別支援学校での教育環境・教育課程の整備について

- 平成31年度から県立、市立の肢体不自由特別支援学校の新設に合わせて通学区域を再編し、様々な障害の状況の児童生徒を受け入れています。その際には『特別支援学校（肢体不自由）における事故予防のためのリスクマネジメント』冊子、及び各肢体不自由特別支援学校共通の記録書式やデータ収集の仕組みの整備等新しい取組を行っています。

- しかし、肢体不自由と知的障害等を併せ有する児童生徒の受け入れを想定した学校施設が多く、教育環境の更なる整備が必要です。また、全ての肢体不自由特別支援学校において障害の状況に関わらず、肢体不自由のある児童生徒が学びを深められるよう、今後、ICT機器を活用した取組など教育課程についても充実を図ります。

さらに障害のある児童生徒が、個人に必要な合理的配慮の提供を受けた上で、地域の小・中学校等でも共に学ぶことができるよう取組を進めていきます。

(2) 上記② 通学時間長時間化の解消について

- 通学区域再編後も通学時間の長時間化の解消には至っておらず、令和3年5月現在、市内のスクールバス全46コースのうち、27コースが概ね1時間を超えています。

今後、県立特別支援学校の新設等に伴う通学区域の再編に加えて、現在、モデル実施している福祉車両による通学支援の検討などにより、目標時間の達成を目指します。

(3) 上記①②以外の取組について

- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、国や地方公共団体、学校設置者等の責務が規定されました。

- 本市においては法施行以前から、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていないなどの児童生徒に対して、福祉車両による通学支援や人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者付き添いの解消に向けたモデル事業に取り組んでいます。法の趣旨を踏まえ、医療的ケア児が多く在籍する肢体不自由特別支援学校での取組に、より一層力を入れて進めます。

3 今後の取組

- 再編整備計画で掲げた2つの目標については、その方向性を継承するとともに、医療的ケアへの取組等、新たに取り組んでいる事項を含め、次期教育振興基本計画や、現在策定を進めている「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」等の中で、事業展開を図ります。